

京都市妊婦歯科健診事業実施要綱

(目的)

第1条 京都市妊婦歯科健診事業（以下「事業」という。）は、母子保健法第13条に基づき妊婦に対する歯科健診を実施することで、妊娠期の口腔保健の向上を図り、妊婦本人や生まれてくる子どもの口腔健康管理の推進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する妊婦とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(受診回数)

第4条 受診は、妊婦歯科健診受診券（以下「受診券」という。）又は受診券（単票）交付時から出産までの間に1回とする。

(受診券)

第5条 市長は、対象者に対し、受診券を母子健康手帳に添えて1枚交付する。

2 市長は、前項に定める交付を受けていない対象者に対し、受診券（単票）を1枚交付する。なお、受診券（単票）の取扱いは、受診券と同様とする。

3 市長は、台帳を整備し、受診券（単票）の交付状況を明らかにするものとする。なお、台帳は5年間保存する。

(事業内容)

第6条 この事業における歯科健診は、歯科医師会が実施医療機関として指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において実施するものとする。なお、指定医療機関は、歯科医師会が実施する講習を修了し、実施医療機関として適切と認められた医療機関とする。

2 この事業で実施する項目は次の各号のとおりとする。

(1) 問診

(2) 口腔内一般診査（現在歯・喪失歯の状況、むし歯の有無、歯石沈着の有無、歯肉の炎症の有無等）

(3) 歯周組織検査

(4) 健診結果に基づく口腔保健指導

(5) その他口腔保健の向上に資すること

(実施方法)

第7条 この事業による健診を希望する者は、指定医療機関において、受診券又は受診券（単票）を提出するとともに、母子健康手帳を提示し、妊婦歯科健診記録票（以下「健診記録票」という。）に必要事項を記入する。

2 指定医療機関は、受診者から提出された受診券又は受診券（単票）を受領し、対象者であることを確認のうえ、第6条第2項に定める項目を実施し、健診等の結果を健診記録票及び母子健康手帳に記入する。なお、実施に当たっては、別に定める実施マニュアルに則るものとする。

3 指定医療機関は、記入された健診記録票（受診者用）を受診者に手渡し、結果を通知するとともに健診記録票（医療機関用）を保管するものとする。

4 指定医療機関は、健診終了後、京都市に実施報告を行うものとする。
（受診者負担）

第8条 この事業による健診を受ける者は、受診券又は受診券（単票）の提出をもって無料とする。

（健診費の請求及び支払）

第9条 指定医療機関は、事業を実施したときは、本市が定める期日までに、健診費請求書に、健診記録票（請求用）及び受領した受診券又は受診券（単票）を添えて提出し、本市が定める額の健診費を市長に請求するものとする。なお、本請求における健診記録票（請求用）の提出をもって、第7条第4項に定める実施報告を兼ねることができる。

2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは健診費を支払うものとする。

3 市長は、前項に定める審査支払に係る事務について、京都府国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（事業の周知）

第10条 この事業の趣旨を踏まえ、本市及び関係機関は対象者へ事業の周知に努め、受診を勧奨するものとする。

（報告）

第11条 歯科医師会は指定医療機関に変更が生じた場合は、速やかに京都市に報告するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年5月31日以前に母子健康手帳の交付を受けた者で、令和7年10月1日時点で本事業の対象である者は、要綱第5条に規定する受診券の代わりに、申出書の提出をもって、本事業を受けることができるものとする。